

地域計画が策定されました

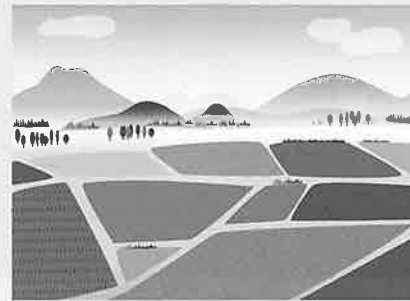
地域の農業の将来の在り方と農業を担う者（多様な経営体）が利用する農地の地図（目標地図）を示したものが地域計画です。

地域計画は、地域総がかりで農地を維持し、順次、担い手等へ農地を集積していく形を地図に示していく取り組みです。

毎年話し合いを続け、将来の農地利用のイメージを徐々に作り上げていくもので権利設定までは求めています。ただし、農業基盤強化法が改正され、地域計画に位置付けられた農業者でないと農地の売買や利用はできません。

農地利用のこれからの手続きは

- 「利用権設定等促進事業（相対事業）」は、「農地中間管理事業」に統合されました。
 - これにより、農地の権利移転の手法は、「農地中間管理事業」と「農地法第3条」の二つに集約され、今後は地域計画に沿って貸借が行われます。
 - その場合の受け手は、地域計画に位置付けられた受け手でなければなりません。
Iターンや新規参入など地域外から来た方が山ノ内町で農業をするためには、その方が地域計画に位置付けられる必要があります。
- ※地域計画に位置付けられた農業者の確認は町農林振興課農業振興係へお問い合わせください。



農作業入門講座開催のお知らせ

農業は山ノ内町の基幹産業です。町では「農家さんからお手伝いに誘われたけど作業がよくわからないう」など、こんな疑問をお持ちの方に、果樹（リンゴとブドウを予定）に係る農作業を体験して学べる「農作業入門講座」を計画しています。

講座の内容・参加方法等の詳細が決まり次第、広報や町ホームページ等にてお知らせしますので、ぜひご参加ください。

農作業中の熱中症にご注意ください！

5月の末を迎え農作業が本格化する時期となっています

農作業事故は高齢者や、トラクター等農業機械によるものが多く発生しています。

農業機械に乗る時は、シートベルト、ヘルメットを着用し、走行中の転倒、転落に注意しましょう。

炎天下での農作業は、熱中症の危険性を高めます

作業をする際は蒸し暑い時間帯はできるだけ避け、意識して休憩・水分補給を行いましょう。また、帽子や風通しのいい服を身に着け、暑さを避ける工夫をしましょう。

体調不良の症状があれば、すぐに作業を中断してください。



あとがき

あれほど降った雪もようやく解けてあつという間に農作業の忙しい季節となりました。

ここ数年の温暖化に伴い果樹や稲作などへの取り組み方も見直しが必要となってきました。私事になりますが4月の長野マラソンの応援に参加する機会があり、老若男女の一生懸命に走る姿に勇気や感動をもらい私共も仕事や農作業など、また頑張らねばという気持ちになりました。

小林 貴 農業委員

令和7年度 山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金表

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

	作業の種類	金額(円)	単位	備考
稲作	一般作業	998	時間当り	(注1)
野菜・果樹	剪定作業	1,810	〃	接木、間伐作業を含む機械、燃料は別途
	技術作業	1,810	〃	棚、ハウス
	一般作業	998	〃	(注1)
きのこ	一般作業	998	〃	(注1)
機械作業	耕起作業	7,180	10アール当り	ロータリー 15cm 耕起 (注2) 畑耕起も同額
	荒代作業	8,520	〃	(注2)
	植代作業	9,680	〃	(注2)
	田植機作業	10,000	〃	運転手・燃料付、苗運搬は別 (注2)
	刈取作業 (バインダー)	12,850	〃	運転手・燃料・結束ひも付 (注2)
	脱穀作業 (ハーベスター)	12,850	〃	運転手・燃料付 (注2)
	収穫作業 (コンバイン)	25,020	〃	自脱式コンバイン 運転手・燃料付 運搬は別途 (注2)
	もみ乾燥	1,350	1俵当り	水分 15% の場合
	もみ摺り作業	998	1俵当り	調整包装の場合 20% 増
	バックホー運転作業	1,810	時間当り	オペレーター代
	SS 運転作業	1,810	〃	オペレーター代
	SS 防除作業	4,730	成木10アール当り1回	運転手・燃料付、薬剤・補助者別途
	草刈り作業 (ビバー)	1,690	時間当り	草刈機使用、燃料代込み。 ただし、地形を考慮し増減することが出来る。
	草刈り作業 (乗用)	4,440	時間当り	草刈機使用、燃料代及び運搬費込み。 ただし、地形を考慮し増減することが出来る。

※上記労賃・料金はあくまでも基準（目安）であり、作業条件など実情を考慮して当事者間により決定することが出来ます。

※（注1）長野労働局の定めにより、令和6年10月1日付長野県の最低賃金は998円/時間です。

なお、最低賃金の見直しが行われた場合は、改定後の金額に合わせて再度公表する予定です。

※（注2）ほ場により、20%以内で増減することが出来ます。

農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について

令和4年～令和6年 山ノ内町の農地賃借料情報

項 目		総 計	10a あたり 平均賃料	10a あたり 最高賃料	10a あたり 最低賃料	データ数 (筆数)
	山ノ内町平均		9,700 円	—	—	480
1	田	水 稲	5,100 円	15,000 円	1,000 円	39
2	畑	野 菜	5,000 円	25,000 円	1,700 円	24
3		そ ば	1,200 円	5,000 円	700 円	28
4	樹 園 地	り ん ご	11,100 円	37,700 円	3,000 円	235
5		ぶ ど う	11,100 円	50,500 円		73
6		も も	11,700 円	30,000 円		32
7		プ ラ ム	8,400 円	30,300 円		34
8		ブ ル ー ベ リ ー				
9	他 作 物		3,100 円	7,500 円	1,000 円	8

*1 金額は算出結果の十円単位を四捨五入し、百円単位としています。

*2 各項目の平均賃料は、四捨五入前の数値をデータ数で加重平均した値です。

*賃借料はあくまでも基準（目安）であり農地の面積、形状、傾斜度、耕作業条件、生産調整及び灌漑排水使用料などの実情を考慮して、当事者間により賃借料金を決定してください。

農業委員会だより

編集 農業委員会広報部会

第83号

